

事業者向け脱炭素化促進事業補助金 交付申請書

令和 年 月 日

（あて先） 宇都宮市長

所在地

名称

代表者

令和 年度において事業者向け脱炭素化促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切捨て）

円

この報告に当たっては、実施要綱・交付要領を全て確認し、実施要綱・交付要領に定める規定を満たしていることを宣誓するとともに、市税の納付状況及び提出した書類の内容について、宇都宮市環境政策課が関係機関に調査・確認することに同意いたします。

令和 年 月 日

【氏名（法人にあつては名称・代表者名）】※署名もしくは記名押印

事業者向け脱炭素化促進事業補助金交付要領（抜粋）

（交付の条件）

第9条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）実施要綱第4条に定める要件に適合するもの。
- （2）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- （3）補助事業者は、市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- （4）補助対象設備が別表4で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。

（変更の承認）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 変更を承認するときの通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。
- 3 変更を承認しないときの通知書の様式は、様式第13号のとおりとする。

（廃止の承認）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の廃止又は中止について市長の承認を受けようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- 2 廃止又は中止を承認するときの通知書の様式は、様式第15号のとおりとする。
- 3 廃止又は中止を承認しないときの通知書の様式は、様式第16号のとおりとする。

別表4 （第9条、第12条、第13条関係）

| 補助対象機器 | | 耐用年数 |
|------------|-------|--|
| | | （減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による） |
| 太陽光発電設備 | | 17年 |
| 定置型蓄電池 | | 6年 |
| 給電性能を備えたEV | 普通自動車 | 6年 |
| | 軽自動車 | 4年 |